

大横保健福祉センター施設団体利用基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大横保健福祉センターの施設を登録団体が利用するために遵守すべき必要な事項を定め、安全で快適な環境を維持することを目的とする。

(目的外利用の禁止)

- 2 許可された利用目的以外に利用しないこと。

(登録の条件)

- 3 登録団体が利用申請する場合は、次の全ての条件を満たすこと。
 - (1) 高齢者及び心身障害者の健康の増進及び教養の向上を目的とする団体であること。
 - (2) 団体の構成員が登録時のみならず、活動実態として以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 構成員全員が市内在住の60歳以上であり、かつ構成員が10名以上であること。
 - ② 5名以上が市内在住の障害者であり、かつ構成員が10名以上であること。
 - ③ 八王子市社会福祉協議会に登録があるボランティア団体であること。
 - (3) 市との窓口となる代表者が決まっていること。
 - (4) 許可を受けた団体登録者以外の者を利用させないこと。
 - (5) 名簿を登録申請時に提出できること。
 - (6) 講師が企画・運営するサークルでないこと。
 - (7) 団体の活動内容、会費等の情報を市へ報告・公開できること。

(利用方法)

- 4 施設を利用しようとする場合はあらかじめ「大横保健福祉センター利用登録申請書」により、八王子市施設予約システムの利用登録をすること。
- 5 施設を利用しようとする場合は、八王子市施設予約システムにより施設の予約をした上で、利用日当日までに「大横保健福祉センター利用申請書」および「大横保健福祉センター利用料減額・免除申請書」を提出すること。
- 6 市が発行した「大横保健福祉センター利用承認書」および「大横保健福祉センター利用料減額・免除決定書」を受付に提示し、利用する部屋の鍵を受け取ること。
- 7 利用しないことが明らかになった場合、速やかに次のとおりの手続を行うこと。
 - (1) 前項の規定による利用承認を受けていない場合は、八王子市施設予約システムによる利用の取消を行うこと。
 - (2) 前項の規定による利用承認を受けている場合は、「施設利用承認取消申請書」を提出すること。
- 8 利用終了時には「施設使用報告書」を提出するとともに鍵を受付に返却すること。
- 9 施設の利用申請は、午前(9時から12時、調理実習室のみ13時まで)、午後(13時から17時、調理実習室のみ14時から)、夜間(17時30分から21時)をそれぞれ1単位とし、月最大5単位までとする。

(飲食の禁止)

10 調理などを目的とした調理実習室の利用及び地域交流・情報スペース以外での飲食は認めない。ただし、水分補給程度の飲料の持ち込みは可とする。

(危険物等の持込禁止)

11 市の許可を得ず危険物や、アルコール類を持ち込まないこと。

(火気の使用禁止)

12 市の承諾を得ず火気を使用しないこと。

(原状回復の義務)

13 施設を使用した際に移動させた椅子・机等は退室時に元に戻すこと。

(報告義務)

14 施設または備品を破損若しくは汚損したときは、ただちに市へ報告しその指示に従うこと。

(全面禁煙)

15 当館の敷地内（敷地内駐車場における自家用車内を含む）は全面禁煙とする。

(ゴミの持ち帰り)

16 発生したゴミ及び外から持ち込んだ物は全て持ち帰ること。

(暴力団活動の排除)

17 施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該使用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

(許可の取消)

18 利用基準及び許可条件に違反した場合、又は市の指導に従わない場合、利用許可を期間満了前に取り消すことができる。

(利用資格の停止)

19 利用基準及び許可条件に違反した場合、又は市の指導に従わない場合、事実発生日の属する月の翌々月の1日から3ヶ月の間、施設の利用資格を停止することができる。

この基準は平成27年6月1日から施行する。

この基準は平成28年1月1日から施行する。

この基準は平成28年8月1日から施行する。

この基準は令和元年7月1日から施行する。